

## 「労働者性」の判断基準について

「請負契約」や「委任契約」といった契約の形式や名称でなく、「労働者性」が認められる場合は、



労働基準法上の「労働者」となる

実態が「労働者」なら  
労働基準法等が適用されます！

「労働者性」は、労働基準法第9条に基づき、

- ①「指揮監督下の労働」であること
- ②「報酬の労務対償性」があること

→ 「使用従属性」に関する判断基準による

労働基準法上の「労働者性」が認められる

「使用従属性」が認められる

事業者性がない?  
専属性が高い?

「指揮監督下の労働」である

「報酬の労務対償性」が認められる?

諾否の自由がない?

業務遂行上の指揮監督がある?

拘束性がある?

代替性がない?

「労働者性」の判断を補強

- ①「事業者性」があるか
- ②「専属性」が高すぎないか
- ③従業員と同じ扱いでないか



偽装フリーランス防止のための手引きより  
(フリーランス協会)

### <事務所より>

今年11月より「フリーランス・事業者間取引適正化等法」がスタートします。フリーランスの方との取引の適正化や、フリーランスの方の就業環境の整備などが目的です。詳細については、今後、ご紹介します。

8月の年金相談日は「1、8、15、22、29日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265  
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : [info@eto-srgs.com](mailto:info@eto-srgs.com)